

平成29年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
第4 包括外部監査の結果及び意見			
1 各施設についての結果・意見			
(2) スポーツ施設			
ア 体育会館（エディオンアリーナ大阪）			
【監査の結果13】利用料金を減免する場合の公表など 【教育委員会】	大阪府立体育会館条例施行規則第13条第3号では、利用者間の均衡を失しない範囲内において、指定管理者が適当と認めるときは、利用料金を免除又は減額できると定められているが、指定管理者は、減免を行う場合は、予め明確な基準を文書で定め、かつ減免の内容をホームページなどにおいて公表すべきである。	減免に係る明確な基準を文書で定め、減免の内容を施設のホームページで公表した。	措置
【監査の結果15】契約締結時における貸与物品の確認 【教育委員会】	大阪府は、指定管理者と管理運営業務契約書を締結する際には、必ず貸与物品の存否を確認し、その内容（確認時期、確認者、確認内容など）を記録に残すべきである。	大阪府が指定管理者と管理運営業務契約書を締結する際に、貸与物品の存否を確認し、その内容を記録に残した。	措置
【監査の結果16】再委託先からの暴力団等でないことの誓約書の提出 【教育委員会】	指定管理者は、再委託先から、暴力団等でないことの誓約書を徴求し、大阪府に提出すべきである。	指定管理者は、再委託先から提出された暴力団等でないことの誓約書を大阪府に提出した。	措置
ウ 臨海スポーツセンター			

平成29年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>【監査の結果20】法定点検 【教育委員会】</p>	<p>指定管理者は、法定点検において、不備、不具合などの指摘を受けた場合は、その不備、不具合の内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置をしない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかに対応すべきである。</p>	<p>法定点検において、不備等について指摘を受けた場合、その内容や今後の対応などを一覧にして大阪府と指定管理者で情報共有した。順次、措置すべき事項について対応を行っている。</p>	<p>措置</p>
<p>【監査の結果21】貸与物品の確認の記録化及び備品ラベルの貼付 【教育委員会】</p>	<p>1 大阪府では、指定管理者との管理運営業務契約書締結時及び指定管理者が毎年3月と9月の貸与物品の保管状況にかかる報告書を提出する前に貸与物品の現物確認を行っているとのことであるが、貸与物品の現物確認を行った場合は、その内容（確認日時、確認者、確認内容など）を書面で記録化すべきである。</p> <p>2 大阪府は、現物確認を行った際に、大阪府所有の備品に備品ラベルが貼付されていない又は判読できない備品ラベルが貼付されている場合は、所定の備品ラベルを貼付すべきである。</p>	<p>1 大阪府が貸与物品の現物確認を行い（令和4年11月、令和5年3月）、その内容を書面で記録化した。</p> <p>2 大阪府所有の備品を確認し全てに備品ラベルを貼付した。</p>	<p>措置</p>
<p>【監査の結果22】再委託契約の締結時期 【教育委員会】</p>	<p>指定管理者は、新たに指定管理者となった場合は、再委託契約については新たな契約を締結すべきである。</p>	<p>指定管理者が変更となった令和3年4月以降、再委託契約を指定管理者が締結していることを大阪府において確認した。</p>	<p>措置</p>
<p>エ 3施設共通（体育会館、門真SC、臨海SC）</p>			
<p>【監査の結果23】募集要項の</p>	<p>大阪府は、募集要項において、申請者の資格として「民法上の公益法人」を記載しているが、民法上の公益</p>	<p>次期指定管理者の募集に係る募集要項（門真スポーツセンターについ</p>	<p>措置</p>

平成29年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
内容についての適切性の確保 【教育委員会】	法人は制度として存在しないため、削除すべきである。	ては令和元年8月、体育会館及び臨海スポーツセンターについては令和2年8月)の申請者の資格から「民法上の公益法人」を削除した。	
オ 2施設共通（体育会館、臨海SC）			
【監査の結果25】開館時間の臨時変更に関する規則の改訂 【教育委員会】	大阪府立体育会館条例施行規則第2条第1項及び臨海センタースポーツセンター条例施行規則第2条第1項ただし書の「特別の理由があると認めるときは、」との文言は不要であり、大阪府はこれを削除すべきである。	大阪府立体育会館条例施行規則及び大阪府立臨海スポーツセンター条例施行規則から「特別の理由があると認めるときは、」を削除し、令和3年4月1日に施行した。	措置